

一時預かり利用者負担軽減事業のご案内



所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等を対象に、認可施設における一時預かり事業（保育所等に通っていない児童等の一時預かり）の利用料の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

1. 対象世帯及び補助上限額

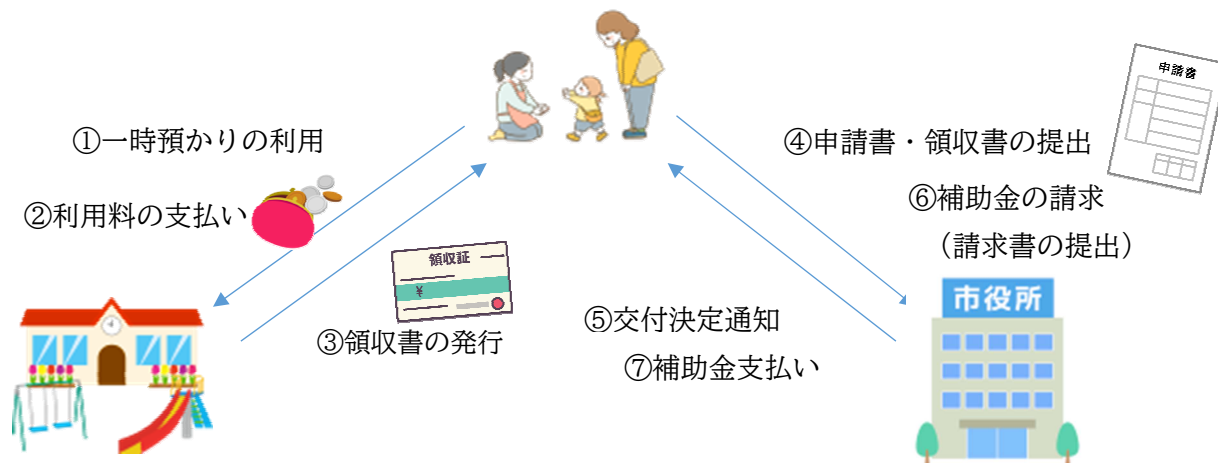
対象世帯	補助上限額 (利用1回あたり)
① 生活保護世帯	3,000 円
② 市民税非課税世帯	2,400 円
③ 市民税所得割合算額が 77,101 円未満世帯	2,100 円
④ ①～③のほか、市長が特に支援が必要と認める世帯	1,500 円

※**幼児教育・保育の無償化（子育てのための施設等利用給付）の対象となる場合は**、一時預かり利用者負担軽減事業の対象にはなりません。

※利用料以外に徴収されている費用（給食費、延長保育料、保育用品等）は、補助の対象外です。

2. 補助金の申請方法

利用児童の保護者が一時預かりの利用料を施設へ全額支払った後、市へ申請書類（申請書・領収書原本）を提出します。



3. 申請受付

月単位での利用分をまとめて申請してください。

対象事業の利用以後、最初の3月31日を申請期限とします。

4. 補助金の支払い

市で審査を行い交付を決定した場合、請求書に基づき指定口座に振込みます。